表２　消費電力の基準

有効光束：ϕ（lm）	消費電力の算定式（W）
ϕ＜2,500	$0.085\times\phi\times\alpha\times\beta\times\gamma+80$
2,500≦ϕ＜5,000	$0.077\times\phi\times\alpha\times\beta\times\gamma+80$

備考）　α、β及びγは係数であって、次の数値を表す。

α：解像度がＷＸＧＡ（1,280×768ドット）以上のプロジェクタの場合は1.1、それ以外の場合は1.0

β：超短焦点プロジェクタ又は短焦点プロジェクタの場合は１/cosθ、それ以外の場合は1.0。ただし、θは打上角（プロジェクタのレンズ（ミラー）中心を通る水平線と投射画面中心の角度）とし、最大で1.3とする

γ：光源にランプを２個以上使用する場合は1.5、それ以外の場合は1.0

⑵　目標の立て方

当該年度のプロジェクタの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量の割合とする。

６．移動電話

⑴　品目及び判断の基準等

携帯電話 ＰＨＳ	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ．機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。 ウ．分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ②使用済移動電話の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ③回収した移動電話部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 ④バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後６年以上保有）。 ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。 ②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。 ③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。 ④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑤筐体又は部品（充電器含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「携帯電話」及び「ＰＨＳ」とは、通常の行政事務の用に供するものをいう。

２　「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。

３　判断の基準①ウについては、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。

４　判断の基準②の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの移動電話等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、移動電話本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。

ウ．製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済移動電話等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていること。

マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。

エ．金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。

オ．部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。

５　判断の基準④については、通信システムの切替等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合にあっては、「製品製造終了後６年以上保有」は適用しないものとする。

６　特定の化学物質の使用については、ＪＩＳ　Ｃ0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表Ａ．１（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記ＪＩＳの附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはＪＩＳ　Ｃ0950：2008に準ずるものとする。

７　「希少金属類」とは、昭和59年８月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を１鉱種として考慮）の金属をいう。

８　「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

９　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。

イ．マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

ウ．物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。

エ．移動電話端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。